

川口市告示第192号

下記のとおり一般競争入札（物品の購入等）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号）第4条の規定により公告する。

令和6年3月21日

川口市長 奥ノ木 信夫

記

1 一般競争入札の対象

- (1) 契約番号 5063000290
- (2) 件名 ガス用活性炭
- (3) 規格及び数量 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 契約締結の日から令和6年10月31日まで
- (5) 納入場所 戸塚環境センター
- (6) 入札の日時 令和6年4月18日（木）13時30分
- (7) 入札場所 第一本庁舎4階402会議室

2 参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は告示日から落札決定の日までの間、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 当該年度における川口市物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (9) 参加しようとする案件の履行に必要な法令等に基づく許可、資格等を備えている者であること。
- (10) 資格者名簿において、川口市内に本社、本店を有する者であること。

3 入札参加申込

- (1) 一般競争入札に参加をしようとする者は、令和6年4月11日（木）13時までに入札参加申込書を提出しなければならない。
- (2) 上記(1)の入札参加申込書は、原則契約課ホームページ内にある電子申請フォームから提出すること。

4 入札保証金

免除する。

5 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、川口市契約に関する規則第20条の規定に該当するときは、減額又は免除する。

6 現場説明会

開催しない。

7 同等品の承認及び質疑

- (1) 仕様書記載の物品と同等以上の機能を有する物品（以下「同等品」という。）により入札を希望する者は、同等品承認申請を提出し、承認を得なければならない。
- (2) 仕様書に関し質疑がある者は、質問書を提出しなければならない。
- (3) 同等品の承認申請及び質疑の受付期限
告示日から令和6年4月11日（木）13時まで
- (4) 同等品の承認申請及び質疑の方法
契約課ホームページ内にある電子申請フォームから提出すること。
- (5) 回答の公表日及び公表場所
令和6年4月15日（月）に契約課ホームページにて公表する。

8 仕様書、入札参加申込書等の配布方法

契約課のホームページからダウンロードするものとする。

9 入札の延期、中止、取消し等

- (1) 一般競争入札において、事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるときその他必要があると認めるときは、適宜入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをする場合がある。
- (2) 開札前に入札参加申込者がいないときは、入札を中止し、開札後に有効な入札がないとき又は予定価格に達する入札がないときは、入札を不調とする。

10 入札の辞退

入札参加申込書を提出した後、一般競争入札を辞退しようとする者は、辞退届を入札前に契約課に提出しなければならない。

11 入札の方法等

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札金額とするので、入札書に記載する金額は、当

該10%に相当する額を除いた金額（見積もった金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額を以て落札金額とする。

- (2) 再度の入札において、前回の最低金額以上の価格で入札を行った者は、失格とする。
- (3) 無効の入札をした者及び失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 再度の入札は、2回を限度とする。
- (5) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 最低制限価格は設定しない。
- (7) 入札書又は委任状の押印を省略する場合は、入札に参加する者の身分証を入札時に持参すること。

1.2 入札の無効等

次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

また、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (1) 上記2の参加資格要件を備えない者がした入札
- (2) この告示の定めに反してした入札
- (3) 同一者（代理人を含む。）が2通以上提出した入札
- (4) 談合その他不正の行為により行った入札
- (5) 無記名によるもののほか、判読できず意思表示が不明瞭な入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、法令違反等入札の条件に違反した入札

1.3 落札者の決定等

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじに参加しない者があるときは、その者に代わって当該

入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (2) 落札者の決定の後、それらの者のした入札の無効が判明したときは、落札者の決定は、失効する。
- (3) 一般競争入札の結果については、全入札参加者、全入札金額、落札者及び落札金額を契約課のホームページで公表する。

1 4 その他

- (1) 入札に要する費用は、全て入札に参加する者の負担とする。
- (2) 契約の条項等は、契約課のホームページにおいて随時閲覧することができる。

1 5 問い合わせ先

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

川口市役所第一本庁舎4階 理財部契約課物品契約係

電 話：048-258-1235